

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法の趣旨

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（NPO法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行う団体に対して、迅速な手続のもと広く法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10（1998）年3月に制定され、同年12月1日に施行された法律です。

法人格を取得することによって、契約の主体となったり、資産の保有等の財産管理ができるようになります。また、社会的認知が得やすくなるとともに、個人やグループで活動を行うよりも、社会に対する強い影響が期待できます。一方では、法人としての社会的義務や

責任が発生します。

また、平成24年4月の改正NPO法の施行により、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

さらに、令和3年6月の改正NPO法の施行では、縦覧期間の短縮や住所等の公表等の対象からの除外、認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等により、NPO法人の設立及び運営の手続の迅速簡便化とNPO法人の事務負担軽減が図られるようになりました。

特定非営利活動法人の所轄庁

NPO法人の所轄庁は、その法人の事務所の所在地によって決められており、NPO法人の主たる事務所が所在する都道府県知事（その事務所が一の政令指定都市区域内のみに所在するNPO法人にあつては、当該政令指定都市の長）が所轄庁となります。

したがって、大阪府内に主たる事務所（※）を設置する法人は、活動場所が大阪府外や海外であっても、所轄庁は大阪府知事となります。ただし、政令指定都市である大阪市、堺市の区域のみに事務所を設置する法人の所轄庁は、それぞれ大阪市長、堺市長となります。

また、2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人については、主たる事務所が大阪府内にある法人の所轄庁は大阪府知事となります。

大阪府においては、**大阪市、堺市を除く府内の**各市町村の区域内のみに事務所を設置する法人に係る認証事務（認定（特例認定）NPO法人に係る事務を除く）については、事務処理の権限を移譲しています。したがって、下記の各市町村内のみに事務所を設置する団体は、各市町村長に設立認証の申請（認定（特例認定）NPO法人に係る事務を除く）等を行うことになります。

※事務所とは：法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。NPO法では、すべての事務所において、事業報告書等を備え置き、閲覧に供することを義務づけていますので、そのような対応が可能な体制を整備する必要があります。

法律上の所轄庁となった政令指定都市（当該政令指定都市のみに事務所を置く法人）

政令指定都市	窓口（お問合せ先） （認定（特例認定）NPO法人に係る事務を含む）	電話番号
大阪市	市民局総務部NPO法人担当	06-6208-9864(直通)
堺市	市民生活部生涯学習課市民活動係	072-228-7631(直通)

事務処理の権限を移譲した市町村（当該市町村のみに事務所を置く法人）

市町村名	窓口（お問合せ先）	電話番号
岸和田市	市民環境部自治振興課協働推進担当	072-423-9740(直通)
豊中市	市民協働部コミュニティ政策課	06-6858-2041(直通)
池田市	市民活動部コミュニティ推進課	072-754-6641(直通)
吹田市	市民部市民自治推進室	06-6384-1326(直通)
泉大津市	総合政策部市民協働推進課	0725-33-1131 (内2446・2448)
高槻市	市民生活環境部コミュニティ推進室	072-674-7462(直通)
貝塚市	総合政策部魅力づくり推進課市民協働室	072-433-7230(直通)
守口市	市民生活部コミュニティ推進課	06-6992-1520(直通)
枚方市	市長公室市民活動課	072-841-1273(直通)
茨木市	市民文化部共創推進課市民活動グループ	072-631-0277(直通)
八尾市	人権ふれあい部コミュニティ政策推進課 市民活動支援係	072-924-3818(直通)
泉佐野市	市民協働部自治振興課市民協働係	072-463-1212(内2277)
富田林市	市民人権部人権・市民協働課市民協働係	0721-25-1000(内473)
寝屋川市	市民活動部市民活動振興室	072-825-2120(直通)
河内長野市	自治安全部自治協働課	0721-53-1111(内706・707)
松原市	市民協働部市民協働課	072-334-1550 (内2521・2522)
大東市	市民生活部市民政策課	072-872-2181 (内3124・3414)
和泉市	市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当	0725-99-8103(直通)
箕面市	人権文化部生涯学習・市民活動室	072-724-6729(直通)
柏原市	市民部地域連携支援課	072-971-8305(直通)
羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課	072-958-1111 (内1060)
門真市	市民文化部地域政策課	06-6902-5612(直通)
摂津市	生活環境部自治振興課	06-6383-1357(直通)
高石市	総合政策部秘書課市民活動推進係	072-275-6814(直通)
藤井寺市	市民生活部協働人権課	072-939-1331(直通)

東大阪市	市民生活部地域活動支援室	06-4309-3161(直通)
泉南市	行政経営部政策推進課計画推進係	072-483-0004(直通)
四條畷市	市民生活部地域振興課	072-877-2121 (内341・542・543)
交野市	総務部地域振興課	072-892-0121(内217)
大阪狭山市	政策推進部公民連携・協働推進グループ	072-366-0011 (内240・242)
阪南市	未来創生部政策共創室	072-489-4507(直通)
島本町	総合政策部人権文化センター	075-962-4402
豊能町	総務部広報職員課	072-739-3413(直通)
能勢町	総務部住民課	072-734-0107(直通)
忠岡町	町長公室総務課	0725-22-1122
熊取町	総合政策部企画経営課政策企画グループ	072-452-9016(直通)
田尻町	総務部企画人権課企画係	072-466-5019(直通)
岬町	まちづくり戦略室企画政策推進担当企画地方創生担当	072-492-2775(直通)
太子町	政策総務部総務財政課	0721-98-0300
河南町	総合政策部秘書企画課	0721-93-2500(内214・211)
千早赤阪村	総務部総務課	0721-72-0081(内222)
○大阪府内の複数の市町村に事務所を置く法人 ○2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で主たる事務所が大阪府内にある法人 ■ 申請の手続きや制度の内容についてのお問合せ、事前相談の予約受付は… 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ 〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目3番49号 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階 Tel 06-6210-9320(直通) Fax 06-6210-9322 E-mail fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osakal.jp HP http://www.pref.osakal.jp/fukatsu/v-npo/index.html		

○権限移譲等に伴う法人に関する事務手続きの窓口

- ①政令指定都市である大阪市及び堺市のみに事務所を設置する法人及びこのような法人の設立認証申請並びに認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人に係る認定等事務を行う場合の窓口は、大阪市役所及び堺市役所になります。
 - ②大阪府内各市町村の区域内のみに事務所を設置する法人及びこのような法人の設立認証申請を行う場合の窓口は、それぞれの市役所又は町村役場になります。
 - ③なお、府内で複数の市町村の区域に事務所を置く法人並びに2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で主たる事務所を大阪府内に設置する法人及びこのような法人の設立認証申請を行う場合の窓口は、大阪府庁(大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階)になります。
- ※上記の②③に該当する法人の認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人に係る認定等事務を行う場合の窓口は、大阪府となります。

2 NPO法人の要件

NPO法人は、河内長野市長の認証を受け、法務局で登記することにより成立します。NPO法に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です。これらの要件は、すべてNPO法に定められており、設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人の設立要件ではありません。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

〔目的に関すること〕

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次の（イ）と（ロ）の両方にあてはまる活動のことです。

（イ） NPO法に定める20のいずれかの活動に該当する活動

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- …大阪府条例で定めている活動はありません。

（ロ） 不特定多数の利益（※）の増進に寄与することを目的とする活動

※不特定多数の利益とは、社会全般の利益を意味し、活動の受益者が特定されないこと、構成員相互の利益（共益）を目的とする活動ではないことをいいます。

(2) 営利を目的としないこと

「営利を目的としない」とは、特定非営利活動に係る事業を行うことで利益を得ることを禁止する規定ではなく、それによって得た利益を構成員（役員や社員）に分配してはならない、という規定です。したがって、利益が生じた場合は、次年度の活動のために繰り越すことになります。また、財産を構成員に還元することはできず、NPO法人を解散する際の残余財産の帰属先は、国・地方公共団体、又は定款で定める特定非営利活動法人・公益法人等に限定されています。

NPO法人は特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことができます。その他の事業とは、特定非営利活動に係る事業、すなわち、NPO法人の目的を達成するために行う事業以外の事業をいい、その利益は特定非営利活動に充てることとされています。したがって、NPO法人は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業のいずれにおいても利益を得ることができますが、それらは特定非営利活動のために使用することとなります。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと

「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。

(4) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的な原理・原則のことをいいます。

(5) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び長の職をいいます。

〔社員に関すること〕

(1) 社員が10人以上であること

「社員」は、法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思決定に参画します。多くのNPO法人では、正会員と呼称されています。

社員は個人又は法人、人格なき社団（いわゆる任意団体）のいずれでもよく、国籍、住所地等の制限はありません。

(2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

NPO法人は市民に開かれた団体であるべき、という観点から、社員の最も基本的な権利に関わる加入・脱退の自由を正当な理由なく制限することは禁止されており、NPO法人の設立趣旨や活動目的に賛同する一般の人・法人等の入会を妨げるような条件を設定することはできません。

但し、活動目的、事業計画等に照らして、合理的な理由がある場合は「不当な条件」となりませんが、定款や組織、事業計画等から個別に判断することになります。

社員と会員の違いって…？

「社員」とは、日常的に使われる「従業員や職員またはスタッフ」のことではなく、NPO法人の「構成員」のことをいい、NPO法上、10人以上でNPO法人が設立できることとされています。

一方、「会員」にはNPO法上の位置づけはありませんが、多くのNPO法人が定款で会員を置くこととし、その種別を定めています。「社員」は「正会員」と呼称されることが多く、ほかに、NPO法人のサポーターとして賛助会員を置いているNPO法人も多く見受けられます。また、NPO法人によっては、サービスの円滑な提供という目的から、受益者を「サービス利用会員」と呼称している例もあります。

会員	正会員（NPO法でいう「社員」）
	NPO法人の構成員。議決権あり。必置。
	賛助会員
	NPO法人のサポーター。議決権なし。必置ではない。
	サービス利用会員
	NPO法人が提供するサービスの受益者。議決権なし。
	サービスを円滑に提供するために便宜上置かれることもある。

〔役員に関すること〕

(1) 理事3人以上、監事1人以上であること

役員には、理事と監事が必要です。

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関として、NPO法人の業務を代表(※)します。

(※)定款をもって、その代表権を制限することができます。

監事は、理事の業務、NPO法人の財産の状況について監査します。

監事は、理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(2) 次に掲げる欠格事由に該当しないこと

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・NPO法又は暴対法等(*1)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等(*2)
- ・NPO法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取消の日から2年を経過しない者

(*1) 暴対法等:

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条(傷害)、206条(現場助勢)、208条(暴行)、208条の2(凶器準備集合及び結集)、222条(脅迫)、247条(背任)、暴力行為等処罰に関する法律

(*2) 暴力団の構成員等:

暴力団の構成員の他に、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。

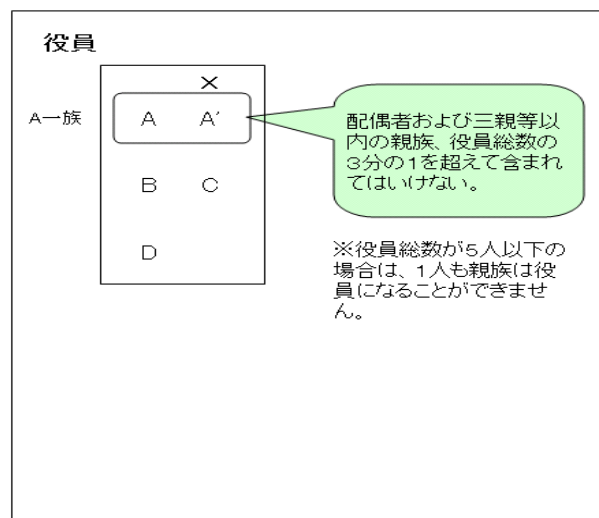
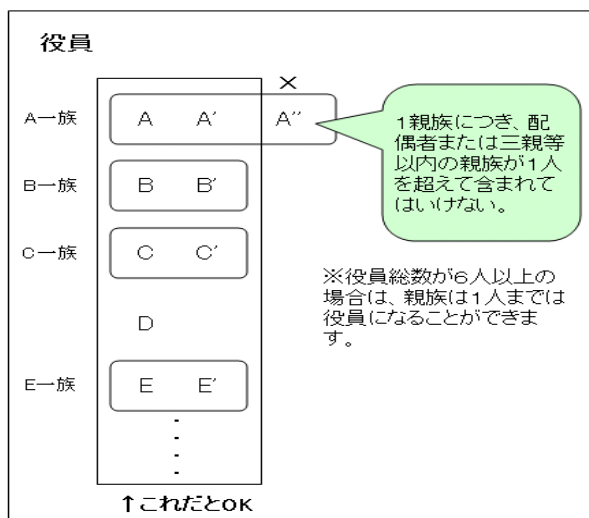
- ・心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(3) 親族等の制限規定に違反しないこと

- ・それぞれの役員について、配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないこと
- ・それぞれの役員とその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと

従って、

- ① 役員総数が6人以上の場合は、親族は1人までは役員になることができます。
- ② 役員総数が5人以下の場合は、1人も親族は役員になることはできません。



(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

報酬とは、役員の職務執行の対価として支払われる財産上の利益（金銭、物品等）であり、NPO法人の職員の労働の対価としての賃金又は給与（金銭、物品等）を支払う場合は、この報酬には当たりません。また、会議等に出席した場合の旅費等は、「費用の弁償」であり、これも報酬には含まれません。

〔その他〕

・次に掲げる団体に該当しないものであること。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
- ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

3 NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、NPO法に定められた書類を添付した申請書を、河内長野市長に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります。

河内長野市長は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います。

設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

※提出書類は次のとおりとなります。なお下線部分の書類は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。

①特定非営利活動法人設立認証申請書

②定款

③役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

④役員の就任承諾及び誓約書の謄本

⑤各役員の住所又は居所を証する書面

⑥社員のうち10人以上の者の名簿

⑦法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

⑧設立趣旨書

⑨設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

※河内長野市におきましては、法人の円滑な設立等にあたり、事前相談を受け付けておりますので、できる限りご利用いただきますようお願いいたします。

4 NPO法人の管理・運営

NPO法人は、NPO法やその他の法令、定款の定めにしたがって適切な管理運営を行わなければなりません。NPO法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご注意ください。

(1) 活動の原則

NPO法人は、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはなりません。また、NPO法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 総会の開催

NPO法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行います。

通常総会は少なくとも毎年1回開催しなければなりません。

理事が必要であると認めるときや社員総数の5分の1以上（定款で増減可能）から請求があったときは、臨時総会を開催することができます。

(3) 役員の役割

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(注1)し、定款に特別の定めがない時はその過半数^(注2)をもって業務を決定します。役員の変更等（再任の場合でも）があった場合は、河内長野市長に届け出ることが必要となります。なお、役員には暴力団の構成員等はないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

（注1）定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注2）定款において特別の定めを置くことができます。

・理事の職務

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関としてNPO法人を代表します。

定款の中で、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定するなど、他の理事の代表権が制限されている場合は、その範囲において権限を有します。

① 仮理事、特別代理人の選任

理事が欠けたとき、それによって損害が生ずるおそれのある場合は、利害関係人からの請求により、河内長野市長が仮理事を選任します。

また、NPO法人と理事の利益が相反する場合は、その理事は代表権を持ちません。利害関係人からの請求により、河内長野市長が特別代理人を選任します。

② 不法行為責任

理事がその職務を行うにつき、故意又は過失によって他人の権利を侵害した場合で、これによって他人に損害を与えた場合は、NPO法人が損害賠償の責任を問われる可能性があります。但し、NPO法人の目的の範囲外の行為によって、他人に損害を与えたときは、その事項の議決に賛成した理事及びこれを履行した理事が連帯して賠償の責任を問われる可能性があります。

③ 解散したとき

NPO法人が解散したとき（破産手続開始の決定による解散以外の場合）は、理事が清算人となります。（定款に別の定めがあるとき、又は総会で理事以外の人を選任したときを除く）

④ 罰則の適用

NPO法人が、NPO法に違反したときは、罰則が適用され、理事（又は監事・清算人）は、罰金又は過料に処せられる可能性があります。

・監事の職務

監事は、次の職務を行います。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること
- ② NPO法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果、このNPO法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は河内長野市長に報告すること
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はNPO法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- ⑥ その他、定款に定める事項

監事は、法人の業務のチェック機関ですので、業務を執行する理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(4) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計は特定非営利活動に係る会計と区分しなければなりません。

(5) 事業報告書等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに河内長野市長に提出することが必要です。

また、貸借対照表については、その作成後遅滞なく、定款で定めた方法により公告しなければなりません。

法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、NPO法に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

河内長野市長は、NPO法人から提出を受けた書類を市民等の閲覧に供します。なお、これらの書類に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供します。

河内長野市においては、これらの閲覧書類以外でも河内長野市情報公開条例に基づき、情報の公開請求があれば、個人のプライバシーに関する情報等を除き原則として公開することとしています。

事業報告書等のインターネット上での情報提供について…

NPO法人の運営の健全性は、所轄庁の監督によってではなく、その運営が市民の緩やかな監視のもとに置かれることによって担保されるものである、というNPO法の趣旨を踏まえ、大阪府においては、事業報告書等については、NPO法に基づく書面による閲覧に加えて、アクセスのしやすさという観点から、インターネット上においても閲覧用書類を情報提供しています（ただし、一部の書類については、インターネット上は公開していません。）。なお、これらの書類に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供します。

内閣府 NPO 法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/>

*河内長野市内のみに事務所を設置する法人についても、内閣府NPOポータルサイトで情報提供していますのでご利用ください。

(6) 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、河内長野市長の認証が必要です。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、河内長野市長の認証は不要です。なお、この場合も、定款変更後に河内長野市長に届け出ることが必要です。

(詳細は第4章を参照)

※定款の変更にあたり河内長野市長の認証が必要となるもの

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものは除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

※上記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、河内長野市長の認証は不要です。ただし、定款変更後遅滞なく、河内長野市長に届出が必要となります。

(7) 合併、解散

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

(注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

(8) 監督等

河内長野市長は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことがあります。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

① 報告徴収・検査

NPO法人が法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認める相当な理由があるときは、河内長野市長は、NPO法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に検査をさせることがあります。

② 改善命令

河内長野市長は、次の事項が認められる場合は、NPO法人に対して、その改善のために必要な措置を取るよう命ずることがあります。

- ・NPO法第12条第1項第2～4号に規定する法人の要件を欠くとき
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき
- ・その運営が著しく適正を欠くとき

③ 設立認証の取消し

河内長野市長は、次の事項が場合には行政手続法に定める聴聞手続を経て、NPO法人の設立の認証を取り消すことがあります。

- ・NPO法人が改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ・3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき
- ・NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ・設立認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過してもなお、登記をしないとき

(9) 罰則規定

改善命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられるほか、登記することを怠ったときや、各種届出義務、事業報告書等の作成・備え置き・提出義務等に違反したとき、虚偽の事業報告書の提出、検査忌避を行ったときには、20万円以下の過料に処せられることがあります。

罰 則

- (1) 50万円以下の罰金（NPO法第78条及び第79条）
 - ・改善命令違反
- (2) 20万円以下の過料（NPO法第80条）
 - ・登記義務違反
 - ・財産目録の作成・備え置き義務違反
 - ・役員の変更の届出義務違反及び定款変更の届出義務違反
 - ・事業報告書等の事務所への備え置き義務違反
 - ・定款変更に係る登記事項証明書提出、事業報告書等の河内長野市長への提出義務違反
 - ・合併時の財産目録、貸借対照表の作成・備え置き義務違反
 - ・合併時の債権者に対する公告・催告義務違反、及び異議を述べた債権者に対する弁済等義務違反
 - ・理事又は清算人の破産手続開始の申立て義務違反
 - ・貸借対照表の公告義務違反、清算人の債権者に対する債権申出の公告義務違反及び清算人の破産手続開始の申立てに関する公告義務違反
 - ・河内長野市長の報告徴収、立入検査に対する虚偽報告、検査忌避等
- (3) 10万円以下の過料（NPO法第81条）
 - ・特定非営利活動法人の名称使用制限違反

など

5 法人格取得後の義務

法人格取得後は、NPO法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご注意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、河内長野市長に提出し、一般公開されることとなります。なお、河内長野市においてこれらの書類を閲覧に供する場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供することとなります。また、貸借対照表については、その作成後遅滞なく、定款で定めた方法により公告しなければなりません。

※閲覧される書類

- ①事業報告書
- ②貸借対照表
- ③活動計算書（当分の間、収支計算書でも可）
- ④財産目録
- ⑤年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦役員名簿
- ⑧定款
- ⑨認証・登記に関する書類の写し

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、府税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。（※1）

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

（※1）法人税法上の収益事業は、販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法23三、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の定義に該当すれば、収益事業とみなされます。

6 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、大阪府知事が認定する制度です。

※知事が認定（特例認定）する法人は、大阪府内に主たる事務所のあるNPO法人です。ただし大阪市、堺市のみに事務所のあるNPO法人は大阪市長、堺市長が認定（特例認定）します。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）を含む。）に適合したものとして、大阪府知事（ただし大阪市、堺市のみに事務所がある場合は大阪市長、堺市長）の認定を受けたNPO法人をいいます。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）は含まれません。）に適合したものとして、大阪府知事（ただし大阪市、堺市のみに事務所がある場合は大阪市長・堺市長）の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

①寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内

で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2 ②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

②認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2 ②）。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

認定の基準

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）（※）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます）
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- （*） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます）欠格事由（法 47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

※パブリック・サポート・テスト（PST）基準とは、次のイ～ハのいずれかの基準に適合することです。

- イ 総収入に占める寄附金収入の割合が 5分の1以上であること
- ロ 各事業年度に3,000円以上の寄附金を年100人以上から受けること
- ハ 事務所（主たる又はその他の事務所）所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること（大阪府では「ハ」の条例指定制度を導入しています。）

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

- ・ 認定の有効期間は、大阪府知事による認定の日から起算して5年となります。
- ・ 特例認定の有効期間は、大阪府知事による特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。